

【研究ノート】

「第三の開国」(TPP)と「痛みを伴う改革」 ——財界意向の貫徹過程——

“The Third Opening of Japan” (TPP) and “the Painful Reforms”:
The Realization Process of the Intention of Big Business Circles

山中 敏 裕
Toshihiro Yamanaka

目次

はじめに—「第三の開国」の源流と課題—

1. 「痛みを伴う改革」と源流
2. 規制改革と財界, 米国
3. TPPとFTAAP
4. APEC共同体と規制改革

おわりに

はじめに—「第三の開国」の源流と課題—

菅首相(当時、以下同じ)は、2010年10月、国会での所信表明演説で、「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します」と述べ、TPP交渉参加の検討を表明した¹⁾。11月には、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」とした²⁾。同月、「APEC CEO サミットにおける総理挨拶」で、「環太平洋パートナーシップ(TPP)については、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始します」と明言した³⁾。翌11年1月の年頭所感では、「明治の開国」「戦後の開国」に続く「第三の開国」との位置づけで「平成の開国」を連発して、「包括的経済連携に関する基本方針」に則り「環太平洋パートナーシップについて関係国との協議を行っていききたい」と述べた。同月の国会での施政方針演説でも、「第三の開国」との位置づけで「平成の開国」を連発し、「TPP、環太平洋パートナーシップ協定は、米国を初めとする関係国と協議を続け、とし6月を目途に、交渉参加について結論を出します」と述べた。

ところが、この「第三の開国」は、菅首相のオリジナルではない。その源流は、2025年度を目指した日本経団連のビジョン『活力と魅力溢れる日本をめざして—日本経済団体連合会新ビジョン—』(2003年)にある。同ビジョンでは、「日本は、幕末期と終戦時の二度にわたり外国からの圧力によって開国した。しかし、いま必要なのは、自ら『第三の開国』を行うことである⁴⁾」と述べられている。財界の意向が政策化されて遂行されるという構図は、90年代半ば以降の「痛みを伴う改革」

と同じである。

90年代半ば以降、アメリカと財界の意向を実現するかたちで労働分野を含む包括的な規制緩和ないし新自由主義的改革がすすめられ、資本の運動が大きく自由放任にゆだねられ、「雇用危機」とも言われる深刻な雇用問題が生じた次第は、別稿で論じたところである⁵⁾。ここでは、改めて、90年代半ば以降の「痛みを伴う改革」の源流に立ち返り、「痛みを伴う改革」を捉え返すとともに、その下流である「第三の開国」(TPP)を一貫した系譜のなかで捉えたい。そのことにより、90年代半ば以降の「痛みを伴う改革」から「第三の開国」(TPP)にいたるまでが、アメリカ政府と財界ならびに経団連などの財界の意向を貫徹させるかたちでの市場原理主義的構造改革であることが捉えられ、「第三の開国」(TPP)は米日多国籍企業を推力としたグローバル化した市場原理主義的構造改革の一環であることが捉えられる⁶⁾。以下、「痛みを伴う改革」の源流に立ち返って、そこから、「第三の開国」(TPP)を捉えたい⁷⁾。

1. 「痛みを伴う改革」と源流

小泉首相が「痛み」を連発したのは記憶に新しい⁸⁾。規制緩和の源流は、元をたどれば、臨調「行政改革に関する第3次答申—基本答申—」(1982年)に行き着く。答申は、土光臨時行政調査会会長(経団連名誉会長⁹⁾・元経団連会長¹⁰⁾から鈴木内閣総理大臣になされた¹¹⁾。そこでは、「多くの省庁では、民間の活動に対する指導・規制・保護を主眼として仕事を行うという姿勢が依然として強く残っている¹²⁾」という現状認識が示され、「民間に対する指導・規制・保護に重点を置いていた行政から、民間の活力を基本とし、その方向付け・調整・補完に重点を置く行政への移行¹³⁾」という観点が示され、「今後は、民間部門がより自由に、積極的にその役割を果

たしていけるよう、これまでの公的関与を見直すとともに、民間部門も行政に依存する体制を改める必要がある¹⁴⁾との方向性が示される。この時点で、規制緩和にむけての財界の意向を反映した新自由主義的改革の方向性は示されている¹⁵⁾。しかし、「痛みを伴う改革」の直接の源流は経団連「1990年代の日本経済の展望と課題—『調和ある市場経済』の確立を目指して—¹⁶⁾」(1991年)にある¹⁷⁾。この経団連の90年代ビジョンでは、「政府の過剰介入の排除、規制緩和を進めるとともに、企業・個人ともに政府への過度の依存を排して、民間主導の市場経済を確立しなければならない¹⁸⁾」とされ、「思い切った規制緩和」「市場メカニズムを最大限活用¹⁹⁾」と言われ、雇用でも「市場原理の一層の導入²⁰⁾」が言われ、「様々な痛みを分かち合うことが求められる²¹⁾」と言われる。

この経団連90年代ビジョンの内容が、他ならぬ当の経団連会長を座長として、細川非自民内閣首相の私的諮問機関として発足した経済改革研究会の「報告」(「平岩レポート」, 93年)に盛り込まれた。「最終報告」では、「経済的規制については『原則自由・例外規制』とし、社会的規制については不断に見直し、透明、簡素なものとする²²⁾」と言われ、「我々は、過渡的な痛みを伴っても、この改革を遂行しなければならない²³⁾」と言われる。さらに、中間報告では、「平成6年度内に期間を5年とする『規制緩和推進計画』(いわゆるアクション・プログラム)を策定する²⁴⁾」と言われる。これを受け、細川内閣は、94年2月、「今後における行政改革の推進方策について」を閣議決定した。そこでは、経済的規制については「原則自由・例外規制」、社会的規制については「本来の政策目的に沿った必要最低限のもの」とされ、「平成6年度内に、政府として、5年を期間とする『規制緩和推進計画』(仮称)を策定する」と言われた²⁵⁾。細川首相は、同年3月9日、「相当

な痛みを伴う」と国会答弁している。こうして、経団連ビジョンに端を発する「痛みを伴う改革」が、政府の公式見解に取り込まれた。続く羽田非自民内閣首相は、同年5月に国会所信表明で、「改革をなし遂げるためには大きな痛みと困難を乗り越える勇気と情熱が必要」と述べたのを手始めに「痛み」を連発した。続く村山社会党首班内閣首相も、同年10月に「痛みを伴う改革」について答弁したのを手始めに「痛み」を連発し、橋本自民党内閣に継承されていく。橋本首相は96年1月に衆議院本会議で「改革は容易ではありませんし、痛みを伴います」と明言して以来、「痛み」を連発した。安倍現首相は、第3次小泉内閣改造内閣時代に、官房長官として「改革には、時には痛みが伴うわけであります」と述べ(06年4月)、第1次安倍内閣時代にも「改革にはどうしても痛みが伴います」と述べている(07年9月)。経団連ビジョンの内容が政府の公式見解に取り込まれ、政策化されている点において、「第三の開国」(TPP)と「痛みを伴う改革」は同じ構図である。

2. 規制改革と財界、米国

細川内閣によって策定を閣議決定された「規制緩和推進計画」(仮称)は、95年3月、村山内閣により95年度から99年度までの「規制緩和推進計画」として閣議決定され²⁶⁾、同年4月の「緊急円高・経済対策」により3カ年計画として前倒し実施されることとなった²⁷⁾。決定に先立つ95年1月の閣議では「既往の規制緩和推進方策の早期実施を積極的に推進するとともに、内外からの規制緩和要望・意見が多く寄せられている項目に重点を置いた新たな規制緩和方策を積極的に検討する」と内閣総理大臣の指示がなされ²⁸⁾、「規制緩和推進計画は、これらの内外からの要望や規制緩和検討委員会の意見等を踏まえて策定したものである²⁹⁾」。「規制緩和推進計画につい

て」の閣議決定では、「外国政府との交渉に係る案件については、交渉がまとまり次第早期に措置するとともに、計画の改定の際に交渉の結果を追加する」とされた³⁰⁾。

最初の「規制緩和推進計画」が閣議決定される前年の11月には、日本政府への要望書を、アメリカ政府、日経連、経団連が、それぞれまとめている。アメリカ政府は11月15日に本文32ページにも及ぶ対日要望書を取りまとめ、以後、例年秋のアメリカ政府による対日要望書は、「年次改革要望書」として恒例化することとなった³¹⁾。95年の「年次改革要望書」では日本に進出した外国企業が高コスト事業環境に直面しているとして、民間職業紹介業者の自由化が言われ、96年にも同様にして民間職業紹介業者と労働者派遣業者の自由化が言われる。これら規制緩和が審議された経済審議会行動計画委員会には在日米国商工会議所副会頭が委員として参加し³²⁾、行政改革委員会規制緩和小委員会では米国政府及び在日米国商工会議所からの規制緩和要望ヒアリングがなされている³³⁾。

日経連は94年11月7日の「政府規制の撤廃・緩和要望」において、産業別最低賃金の廃止、労働者派遣法の適用対象事業の拡大、労働基準法的女子保護規定の撤廃・緩和、裁量労働制の適用範囲の拡大、有料職業紹介事業の取扱い対象業務の拡充などを求めている³⁴⁾。加えて、翌95年5月には、『新時代の「日本的経営」』で、ジャスト・イン・タイム型労働力利用の方向性を打ち出した³⁵⁾。90年代半ば以降の規制緩和は、その方向での労働力利用を容易にするものである。

経団連は、94年11月17日の「脱規制社会に向けた実効ある規制緩和推進計画の策定を求める」において、「社会システムの変革には痛みを伴う」としつつ、「規制緩和推進計画は、経済改革研究会の打ち出した『経済的規制は原則自由に』、『社会的規制は自己責任を原則に最小限に』の方針を基調とすべきである」

としている³⁶⁾。経団連は、その後も、一貫して、規制緩和・規制改革を求めている³⁷⁾。

さて、90年代なかば、経団連は、2020年を展望したビジョン「魅力ある日本—創造への責任—」において、将来の「望ましい経済の姿」を描き、将来においては「競争力のある製造業と生産性の高い非製造業から構成される『ハイブリッド型産業構造』となっている」としている³⁸⁾。しかし、現実の日本経済には、競争力のない製造業と生産性の低い非製造業も存在している。それが、なぜ、「ハイブリッド型産業構造」となるのか。その答えも用意されている。将来の日本では、「『脱規制社会』が構築されている」結果、「既得権益の上によって事業を展開している事業者は市場から淘汰される」と言われ³⁹⁾、そこに向けて「改革すべき課題は、いずれも痛みを伴うものであり、今後の道は、決して平坦ではなく『いばらの道』でもある」と言われる⁴⁰⁾。あわせて、「アジア・太平洋諸国との調和ある分業体系が形成されている⁴¹⁾」とも言われて国内比較劣位産業の淘汰が前提とされており、「ハイブリッド型」は、競争力のない製造業と生産性の低い非製造業の淘汰を前提としているのであり、「ハイブリッド型」の方にヒト、モノ、カネが集約されるということに他ならない⁴²⁾。実際に、ヒトに関しては、「産業の高度化、新産業・新事業の出現などを背景に産業構造が転換することに伴い、人材の流動化は避けられない」として、有料職業紹介事業対象職業原則自由化、裁量労働対象業務の範囲拡大、労働者派遣事業対象業務原則自由化、有期労働契約期間の上限延長、労働基準法上の女性保護規定の見直しを提言している⁴³⁾。

こうして、規制緩和推進計画は、アメリカ政府、アメリカ多国籍企業、経団連などの意向を受けて、多少名称を変えながら3年ごとに策定され、毎年微調整されることとなった⁴⁴⁾（以下、特段の区別を要しない場合、規制緩和

和推進計画と総称する)。内外の要望を受けて規制緩和推進計画が策定され、それが閣議決定されるという手法により、政府の政策立案・策定過程に変化が生じた⁴⁵⁾。たとえば、労働・雇用問題では政労使三者同数構成の労働政策審議会に諮問がなされ、審議会から答申、建議がなされる。ところが、規制緩和推進の監視活動のために94年12月に行政改革委員会が設置され、そのもとに、規制緩和の実施状況の監視のための専門的な調査、検討を行う組織として、規制緩和小委員会が発足した。小委員会は、学者と経営側が主な構成員であり、労働側は連合総合政策局長1名だけである⁴⁶⁾。行政改革委員会解散後も、規制緩和小委員会は、規制改革委員会⁴⁷⁾、総合規制改革会議⁴⁸⁾、規制改革・民間開放推進会議⁴⁹⁾、(旧)規制改革会議⁵⁰⁾と継承され、規制改革委員会には当初の労働側委員1名が委員として就任したものの、以後は、ほぼ学者と経営側委員に占められている。これら委員会の答申にもとづき、措置項目と措置方向と実施予定時期が盛り込まれた規制緩和推進計画が策定されて、それが閣議決定されると、厚生労働省と労働政策審議会は、それに拘束され、その枠内で法案(要綱)を作成することとなり、アメリカの政府・財界と経団連などの日本財界の意向が貫徹しやすい仕組みとなる。

この仕組みのもとで、90年代なかば以降、労働分野の規制緩和、さらには、より包括的な規制緩和ないし新自由主義的改革が、ジャスト・イン・タイム型労働力利用を容易にする方向ですすめられ、不安定雇用のワーキングプアと働き過ぎ正社員が蔓延し、08年秋から09年にかけての「派遣切り」「期間社員切り」「正社員切り」「内定切り」、そして「年越し派遣村」に象徴されるような「雇用危機」とも言われる深刻な雇用問題が生起することとなったのである⁵¹⁾。90年代半ばからの規制改革は、まさに痛みを伴う市場原理主義的

改革であった。

3. TPPとFTAAP

1) 経団連とFTAAP, TPP

すでに見たように、「第三の開国」は、経団連ビジョン『活力と魅力溢れる日本をめざして』(03年)で言われているが、このビジョンで言われているのは、TPPではない。WTO交渉の進展を前提にして、「東アジア自由経済圏」が言われている。その範囲はASEAN+日中韓である⁵²⁾。しかし、WTO交渉が停滞するなかで、経団連は、APEC参加国・地域範囲のFTAAPへと軸足を移していく。『希望の国、日本』(07年)は、「予測可能な10年後のあるべき姿を目標として示し⁵³⁾」たビジョンであるが、そこでは、完成形態として展望されているのは、「東アジア共同体⁵⁴⁾」の前段としてのASEAN+日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランドによるEPAであるが「APEC(アジア太平洋経済協力)全域でのFTA締結に向けた交渉」も展望されている⁵⁵⁾。つまり、FTAAPが言われている。TPPとFTAAPの関連は、逐次、見ていくこととして、経団連は、早い時期から、FTAAPに言及している。

「日米経済連携協定に向けての共同研究開始を求める⁵⁶⁾」(06年)では、「中国を含む東アジアと米国の橋渡しをするためにも、日米EPAの締結が重要になる。また今後、検討されるアジア太平洋自由貿易地域協定(FTAAP)に対しても、日米EPAはその基礎となり得る」、「日米EPAのメリット・デメリットを分析し、その必要性・実現可能性を検証するために、両国政府が産学官共同による研究を速やかに開始するよう要望する」として、FTAAPを展望しつつ、日米EPAの在り方を産学官共同で研究するよう政府に求めている。さらに、07年10月に至ると、FTAAPへの展望が明確に言われるようにな

る。「対外経済戦略の構築と推進を求め一アジアとともに歩む貿易・投資立国を目指して⁵⁷⁾」では、日米EPAの達成とならんで、「アジア太平洋地域における経済統合の促進を図るべく、APECにおけるFTAAPに向けた議論も活性化すべきである」と言われる。

さらに、「東アジア経済統合のあり方に関する考え方ー経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造するー⁵⁸⁾」(09年1月)では、「本提言では、ASEAN+6をベースとした『東アジア』を念頭に検討を行った」としながらも、「現在、APECで検討されているアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想や、有志による環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)など、アジア・太平洋における広域経済連携の動きを引き続き注視しつつ、わが国経済界としての対応を検討していく」として、FTAAPやTPPへの展望をしめしている。同文書では、経団連が08年秋に実施した「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート」の結果が示されており、当該アンケートでは、「ASEAN+6による東アジア経済統合を目指すべき」「FTAAPを優先すべき」「アジア・太平洋における貿易・投資の自由化を主導すべく、拡大P4に参加すべき」「その他」が問われている。この時点では、回答としては、「ASEAN+6」が7割近い。しかし、09年12月2日には、「東アジア共同体構想について、アジアを訪問中の日本経団連の主要経営者にアンケート調査を実施したところ、米国が関与した枠組みで『経済統合』を目指すことが望ましいとの認識が大勢を占めた」と報じられている(『日本経済新聞』(電子版)同日付)。08年秋のアンケート調査で、米国が関与した枠組みは、FTAAPと拡大P4(TPP)である。また、「アジア太平洋地域の持続的成長を目指してー2010年APEC議長国日本の責任ー⁵⁹⁾」(10年6月)では、「地域経済統合(2020年FTAAP構築)の道筋」として

「2015年までに経済統合の核(ASEAN+6/TPP等)を完成」と言われ、FTAAPにむけてのロードマップが示され、そのロードマップにはTPPが明記されている。10年6月の段階で、経団連は、同年APEC首脳宣言で述べられる内容を、先取的に示したのであり、TPPとASEAN+6はFTAAPに至る通過点として示されたのである。

2) ABACとAPEC, 経済産業省, 外務省, 財務省, 経団連

経団連は、国内的にFTAAP構築を目標としてTPP参加を求めるだけでなく、APECビジネス諮問委員会(ABAC)をつうじて、APECに働きかけている。ABACは、APEC唯一の公式民間諮問機関であり、1995年のAPEC大阪会合で設立が決定された⁶⁰⁾。ABAC委員は、APECに参加する各国・地域からそれぞれ3人を超えない範囲で首脳により指名され、ABACは通常年に4回会合を開催して提言をまとめている⁶¹⁾。ABACは、96年以来、ビジネス界の視点からAPECで優先的に取り組む事項を検討して提言書をまとめて首脳あてに提出し、わが国でも毎年、ABAC日本委員から総理大臣に提言書を提出しており、APEC首脳会議の機会には、ABAC委員が首脳と直接意見交換する対話の場が毎年設けられ、ビジネス界のその年の関心事項のテーマに沿って、意見交換が行われる⁶²⁾。さらに、99年、ABAC日本の支援基盤を拡充・強化するためにABAC日本支援協議会が設立された⁶³⁾。ABAC/APECの組織・関係資料によれば、ABACはAPEC首脳・閣僚への政策提言や直接対話をおこない、ABACにはABAC日本委員が属しており、ABAC日本委員とABAC日本支援協議会とは相互支援関係にあり、ABAC日本支援協議会には日本経団連、日本商工会議所、経済同友会、関西経済連合会といった経済四団体や、大企業が会員として参加し、ABAC日本支援

協議会と外務省、経済産業省、財務省など関係省庁は相互連携関係にある。つまり、経団連をはじめとする財界は、ABAC日本支援協議会をつうじて、他国財界やAPEC首脳、関係省庁と連携する関係にあり、意思疎通する関係にある。ABAC日本支援協議会事務局は経団連会館に置かれている。

すでに、経団連は、96年の『「魅力ある日本」の創造』において「APEC首脳が、民間経済界の自由な活動が地域の活力の源泉と認識し、民間の意見を今後のAPECの活動に反映させるため、APECビジネス諮問委員会(ABAC)の設立を決めたことは歓迎すべきことであり、経団連としても積極的にABACの活動を支援していきたい⁶⁴⁾」と述べている。さらには、「日米関係の強化に向けた5つの重要課題⁶⁵⁾」(97年)を示し、それに関する説明⁶⁶⁾において、アジア地域の経済発展について述べ、「この地域が、市場原理に基づいて発展することは、日米にとって大きな『機会』である」と位置づけ、APECを日米とアジア地域が対話を深める多国間フォーラムと位置づけたうえで、「経済界としてもビジネス諮問委員会等を通じ、民間の意見をAPECに反映させていく」との決意を示している。先に見た「対外経済戦略の構築と推進を求める」(07年)では、「経済界としてもAPECビジネス諮問委員会(ABAC)を通じてAPECプロセスに主体的に参画し、発信力を高めていく」と言われた。つまり、経団連をはじめとする財界は、制度的にABAC日本支援協議会をつうじて他国財界やAPEC首脳、関係省庁と連携する関係にあるだけでなく、積極的・主体的にAPECにかかわっているのである。

さらに、APECとABACの関係についても確認しておく必要がある。ABACは、2002年、APEC貿易担当大臣会合へと事前報告書を提出し、意見交換をした。その事前報告書では、ABAC提言に対するAPECの公式なフィード

バックが求められている⁶⁷⁾。それにたいしてAPEC貿易担当大臣・議長声明では、「ABACとの対話」という項目が立てられ、「閣僚は、首脳への提言に関するABAC事前報告書の紹介及び議論を歓迎した」、「閣僚は、ABAC事前報告書に盛り込まれている提案の実施状況をレビューするとともに、適当な場合には実施を遂行するよう事務方に対して指示した」と言われている⁶⁸⁾。同年の首脳宣言では、「我々は、APECの議題に対するABACの貢献を高く評価し、閣僚に対し報告書を注意深く考慮するように指示してきた」と言われた⁶⁹⁾。つまり、ABACとAPECとは、ABACの提言に対してAPECは実施状況を報告するとともに適当な場合には実施を遂行するよう事務方に指示するという関係にあることが確認されたことになる。

加えて、ABACは、06年の提言に「APECとABACの関係の更なる緊密化」という章をもうけ、「APEC 閣僚および高級実務者との相互交流・対話の公式化」を提起した⁷⁰⁾。それに対し、同年のAPEC首脳宣言では、「我々はまた、ABACからの適切な提言に感謝し、APECのフォーラムに対し、この提言を作業プログラム作成に際して取り入れることを奨励した⁷¹⁾」と言われ、ABACはAPECとの関係をさらに緊密化することとなった。10年の提言では、「ABACは、APEC高級実務者会合(SOM: Senior Officials Meeting)とABACプロセスの間の連携をより明確化し、統合することを提言する」として、実務レベルでのABACとAPECの統合を求めるまでにいたった⁷²⁾。これに対し、同年のAPEC閣僚会議共同声明では「APECは、ABACその他の利害関係者との官民交流を深化させることにより、アジア太平洋地域が直面する課題への対応に資するという、特有の立場にある⁷³⁾」と言われ、首脳宣言では「我々は、第22回APEC閣僚会議の共同声明を全面的に承認する⁷⁴⁾」と言われる。ABACの提言が承認され

たものと見ることができよう。

3) APEC での FTAAP 形成の動向と TPP

FTAAPとTPPの関係を検討するにあたり、まずは、その前提となる事柄を確認しておく。まず、APECは、1994年にインドネシアのボゴールで開催された非公式首脳会議で、「APEC経済首脳の共通の決意の宣言」(ボゴール宣言)が採択され、「先進工業経済は遅くとも2010年までに、また、開発途上経済は遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する⁷⁵⁾」とされた。1995年の「大阪行動指針」では、ボゴール宣言を実施するための一般原則の一つとして、「柔軟性」を定めている。「APECメンバー間の異なる経済発展段階及びそれぞれのAPECメンバーにおける多様な状況を考慮し、かかる状況より生ずる諸問題を取り扱うに当たり、自由化及び円滑化の過程において柔軟性が認められる」というものである⁷⁶⁾。WTOドーハ開発アジェンダが一括受諾方式を採用したために「すべての分野で合意が成立しなければ交渉全体が終結しない」という事態に立ち至った⁷⁷⁾のと対照的である。さらに、2001年に中国の上海での首脳宣言付属文書「上海アコード⁷⁸⁾」で、「パスファインダー・アプローチ」が採用された。「パスファインダー・アプローチ」は「先遣隊方式」とも言われ⁷⁹⁾、WTOの一括受諾方式とは対照的に、準備が出来ている国・地域から試験的に協力をすすめる、他のAPECメンバーは、後から準備が出来た時に参加するという方式である。

ABACがAPECに提言をおこない、APECがパスファインダー・アプローチで提言を実現していくという枠組のもとで、FTAAP形成に向けた動きが始まる。ABACは、04年にAPECに対して、「FTAAPの実現可能性及び潜在的な範囲と特徴についての更なる検

証を行なうことに合意すること」を提言している⁸⁰⁾。同年のAPEC首脳宣言では、ABACが「『アジア太平洋自由貿易圏』(FTAAP)の実現可能性及び想定される範囲と特徴に関する研究」を提案したことを明記したうえで、「我々は、貿易拡大に関するABACの決意を含む産業界からのインプットを歓迎し、貿易円滑化が死活的な重要性を有するとのABACの立場を共有する」と言われる⁸¹⁾。APEC首脳会議にあわせて開催されたAPEC首脳会議のABACとの対話で、小泉首相は、FTAAPについて質問され、「基本的にはいい提案だと思う」としながらも、WTO交渉に言及しつつ「現実的には二国間のFTAを前進させることが先決で、FTAAPは将来的な課題と思う」という趣旨を答えている⁸²⁾。つまり、FTAAPは、04年の段階で、ABACによりAPECに提起され、日本の首相もFTAAPについての考えを述べているのである。

05年においても、ABACは、「昨年首脳への提言を繰り返して述べる」として、「『アジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)』の実現可能性を検証するための、ハイレベル・タスクフォースを設置すること」を求めている⁸³⁾。APEC首脳宣言では「更なる自由貿易の推進」という項目が立てられ、「我々は、APECビジネス諮問委員会(ABAC)からの提言に留意した。我々は、アジア太平洋におけるビジネス環境改善に向けた試みにおいて、引き続きビジネス部門と共に取り組んでいく⁸⁴⁾」と言われる。

06年には、ABACは、FTAAPについて、「ドーハ開発アジェンダ交渉が不調に終わった場合の予備的プランと捉えた」と説明したうえで、「ドーハ・ラウンドが中断しており、失敗の可能性が高いことに対し、失望している」と述べ、「現時点で、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を交渉するのは、現実的に困難であることが示唆された」として、「既

存のプロセスよりも、さらに一層効果的なプロセスを、APECが真剣に検討するに適切な時期であると確信する。既存のFTAを統合することも、かかる効果的なプロセスの一つであり、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の前進に向けたロードマップを作成することに繋がる」としている⁸⁵⁾。つまり、ABACはFTAAPをドーハ・ラウンドの予備的プランと考えたが、現状、APEC規模の交渉には困難があるので、既存FTAをもとにしたFTAAPへのロードマップを考えるべきだというのである。APEC首脳会議宣言では「我々は、APECビジネス諮問委員会(ABAC)による、現時点ではアジア太平洋の自由貿易圏につき交渉することには現実的な困難さがあるものの、APECとしてアジア太平洋地域における貿易と投資の自由化に向けた、より効果的な道筋を真剣に検討することは時宜を得ているとの見解を共有した⁸⁶⁾」と述べられ、ABAC提言のほとんど引き写しである。APECにあわせて開催された「APECビジネス諮問委員会との対話」で、安倍首相は「現行のWTO体制・交渉との関係にも留意しつつ、重層的な取組みの一環として、FTAAPについての検討を行うことは有意義ではないか⁸⁷⁾」と述べている。つまり、ABACは、パス・ファインダーないし先遣隊方式でFTAAPに向けて前進することを提言し、APECは、それを「時宜をえている」と評価し、安倍首相も「有意義」と述べたのである。

ABACは、FTAAPに向けて、モデル諸章の作成、地域統合の核となる要素を確定するための質の高いRTA/FTAの評価、原産地規則の研究などの作業を進めつつ、核となるRTA/FTAの一つとしてTPPなどを例示しながら、APECにたいしてFTAAP構築を求め続け、APECの10年の首脳宣言では、「FTAAPは、中でもASEAN+3、ASEAN+6及び環太平洋パートナーシップ(TPP)協

定といった、現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきである⁸⁸⁾」と述べられることとなった。APECにおいては、TPP構想よりもFTAAP構想の方が先行しており、FTAAP構築の核としてTPPが選ばれたのである。

4) 日本政府とFTAAP, TPP

経団連にあっても、APECにあっても、TPP構想よりもFTAAP構想が先行していると同じく、日本政府の閣議決定においても、TPPよりもFTAAPが先行している。鳩山民主党内閣は、09年12月30日、「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」を閣議決定した。そこでは、「2010年に日本がホスト国となるAPECの枠組みを活用し、2020年を目標にアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を構築するための我が国としての道筋(ロードマップ)を策定する」と言われている⁸⁹⁾。ところが、直前、10月26日の第173回国会での総理大臣所信表明演説では「東アジア共同体構想を推進してまいりたいと考えます」と言われる。閣議決定直後、翌10年1月4日の年頭記者会見では「アジアを重視する東アジアの共同体を構想してまいりたいと考えております」と言われる。同月29日の第174回国会での内閣総理大臣施政方針演説では、「APECの枠組みも、今年の議長として、充実強化に努めてまいります」と言われるものの、「東アジア共同体」が連発される。そもそも、12月30日の第2回成長戦略策定会議で、新成長戦略の基本方針案について、事務局から説明がなされたさいには、プロジェクトの一つの分野として、「フロンティアの開拓ということで、アジアや観光・地域活性化」が示されて「アジアについて、成長していくアジアとともに日本の成長戦略を策定する。これは、APEC自由貿易圏の構築、ヒト・モノ・カネ

の流れを2倍にしていく、更にはアジアの所得倍増を日本も後押ししていく、あるいは貢献していくという目標を立てている」とアジアを強調した説明にAPEC自由貿易圏が混ぜ込まれ、それを受けた議長の鳩山首相は「フロンティア戦略、国内においては地域、世界においてはアジア、それを新たなフロンティアだととらえていきながら、どういう戦略をつくり上げていくかが大変大事だと思っている。そういった視点を、皆様方が大変短時間のうちにおつくりいただいたことに、心から敬意と感謝を申し上げたい」と締めくくりの挨拶をしている⁹⁰⁾。

この点にかかわって、APECや経団連が早い時期からFTAAPを展望しており、経団連が09年1月にはFTAAPやTPPに言及していたことは、すでに見たところである。加えて、09年7月には「2010年には日本、2011年には米国がAPECの議長国を務めることは、日米両国が議長国としての役割を利用してアジア太平洋地域の持続的成長を促進する絶好の機会となる。我々は、日米両国政府が、環太平洋経済統合を加速するためAPECの取組みを支援していることを支持する」との内容を含む「日米EPAに関する経団連アメリカ委員会・在日米国商工会議所(ACCJ)の共同声明」がだされた⁹¹⁾。09年8月20日には産業構造審議会第9回総会が開催され、「『平成22年度経済産業政策の重点』について」が議事とされ、経済産業省「平成22年度経済産業政策の重点⁹²⁾」(09年8月)が配付資料とされた。同「重点」では、「FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)構想の探求を含めて、地域一丸となって経済統合に取り組み、保護主義に立ち向かうとともに、新たな取組である社会や環境に配慮したバランスのとれた成長のあり方に関する議論を発展させ、APEC大での新たな経済成長を実現する」、「2010年APEC日本会合の成功に向け、経済産業省、外務省が中心となり、政府全体の協

力体制を構築する」と言われる。09年11月には、米通商代表部(USTR)のカーク代表が直嶋経済産業相とシンガポールで会談し、TPPへの日本の参加を問うかたちで日本の合流を促したと言われる⁹³⁾。すでに見たように、同年12月2日には経団連主要経営者へのアンケート調査で米国が関与した枠組みでの経済統合が望ましいとされたことが報じられた。同年12月15日に「成長戦略策定会議の開催について」が閣議決定され、同日、成長戦略策定会議(第1回)が開催され、同月30日の成長戦略策定会議(第2回)で、すでに見た「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」が賛同され、同日閣議決定された。この間、同月17日には、「経済産業省は政府が策定する経済成長戦略に、環太平洋地域の自由貿易協定(FTA)への参加を目指す方針を盛り込む方向で調整に入った」と報じられている。「経産省が参加を目指しているのは『環太平洋戦略的経済パートナーシップ(TPP)』」であり、「APEC全域を対象としたアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構築も視野に入れ、FTA戦略で出遅れている日本の経済外交の立て直しを目指す」と報じられた⁹⁴⁾。こうして、首相の所信表明や記者会見では「東アジア共同体」が熱弁されながら、閣議決定にはFTAAPが書き込まれることとなったのである⁹⁵⁾。

菅民主党内閣は、10年6月18日に「新成長戦略」を閣議決定した。そこでは、「『東アジア共同体構想』の具体化の一環として、2010年にAPEC(アジア太平洋経済協力)をホストする機会を通じて、アジア太平洋を広く包含するFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の構築のためのあり得べき道筋を探求するに当たって強いリーダーシップを発揮する」と言われるが、同「戦略」の「東アジア共同体」は、その1カ所のみであるのに対し、「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略」が目次項目として

たてられ、「FTAAP」が頻出し、2020年までのロードマップの目標としてFTAAPが示される。一方、直前、6月11日の第174回国会での内閣総理大臣所信表明演説では「将来的には東アジア共同体を構想していきます」と言われ、6月17日の「民主党 政権政策 MANIFESTO (マニフェスト)」でも『「東アジア共同体」の実現をめざし、中国・韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力をあげます」と言われている⁹⁶⁾。さかのぼれば、09年7月27日の「民主党 政権政策Manifesto」でも「アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立し、東アジア共同体の構築を目指します」と述べられている。ここでも、閣議決定にはFTAAPが書き込まれているのにたいして、首相の所信表明や民主党のマニフェストでは「東アジア共同体」が言われるのである⁹⁷⁾。10月1日の国会での首相所信表明演説でも、「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。東アジア共同体構想の実現を見据え、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います」というかたちで、TPPとFTAAPと東アジア共同体が併存している。

この点に関して、すでに見たように、09年12月に「2010年に日本がホスト国となるAPECの枠組みを活用し、2020年を目標にアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を構築するための我が国としての道筋(ロードマップ)を策定する」と閣議決定された時点で、経済産業省においてはロードマップの通過点としてTPPが想定されていたのであって、それを受けた「新成長戦略」(10年6月)では「2010年秋までに『包括的経済連携に関する基本方針』を策定する」とされている。秋に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」(11月9日)では、「FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定につ

いては、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と明確に言われることとなる⁹⁸⁾。これにより、FTAAPに加えて、TPPが政府の公式文書に盛り込まれることとなった。

これに先立ち、9月17日には経団連が「新内閣に望む」として念を押すように「アジア太平洋地域における経済統合の拡充」を求め⁹⁹⁾、「大島章宏経済産業相は19日のNHK番組で、今後の自由貿易協定(FTA)交渉について、『環太平洋戦略的経済パートナーシップ(TPP)に日本も参加へ一歩進めることが必要だ』との見方を示した」と報じられ¹⁰⁰⁾、「アジア太平洋経済協力会議(APEC)の米国の実務責任者である国務省のカート・トン氏は21日、都内で日本経済新聞などの取材に応じた。日本が環太平洋戦略的経済パートナーシップ(TPP)への参加検討を強めるなどとした大島章宏経済産業相の発言に触れ、『日本が農業を含めて国際的な枠組みに野心的な決意や関心を示すことを歓迎する』と述べた」と報じられ¹⁰¹⁾、24日には「『環太平洋戦略的経済パートナーシップ(TPP)』を巡り、日本政府が交渉参加を検討する意向を米国に伝える方向で調整していることが分かった」と報じられ¹⁰²⁾ている。

菅首相の所信表明演説(10月1日)直後の第2回新成長戦略実現会議¹⁰³⁾(10月8日)では、商工会議所会頭が「是非FTAAPへの道筋をつけるために、TPPへの参加を前向きに検討していただきたいと思っております」と発言し、経済同友会代表幹事が「TPPについては当然、FTAAPに到達するにはかなり有効な戦略だと思いますし、是非やっていただきたいと思っております」と発言し、経団連会長が、経団連による6月のロードマップを資料として配付して、日米財界人会議でのアメリカ側要望を紹介しつつ、2020年のFTAAP完成にいたるロードマップのなかで

2015年のTPP完成を述べ、連合会長もTPPの「ルール策定段階から交渉に参加」することを求めた。会議の終わりに、司会進行の国家戦略担当大臣が「今日ご出席のほとんどの方は、TPPにも早く入るべきというご意見でした。FTAAPの2020年完成というのは、誰も反対しないというのが率直なところだと思います」と総括するに及び、会議の結びで、菅首相は「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を視野に入れ、APEC首脳会議までに我が国の経済連携の基本方針を決定するようにしたい」と述べた。第4回新成長戦略実現会議(11月8日)で、包括的経済連携に関する閣僚委員会(11月6日)で取りまとめられた「包括的経済連携に関する基本方針」が報告され¹⁰⁴⁾、先に見た「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定されたのである。

ところで、「包括的経済連携に関する基本方針」には、英語版が付され、ここで、すでに「センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」と言われているのであるが、それと並んで注目すべきは、「規制制度改革」について、「国を開き、海外の優れた経営資源を取り込むことにより国内の成長力を高めていくと同時に、経済連携の積極的展開を可能にするとの視点に立ち、非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する」と言われている点である。これを受けて、2011年3月の東日本大震災を経て、4月8日に「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定され、同年7月22日に「規制・制度改革に係る追加方針」が閣議決定されることとなるが、TPP交渉の基本的内容である「すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」ことと「非関税障壁を撤廃する」

ことが、10年11月に閣議決定されていることに、留意したい。これにより、TPP交渉での日本政府のスタンスと、「非関税障壁を撤廃する観点から」「規制制度改革」を進めるという日本政府のスタンスが方向付けられることとなった。

4. APEC 共同体と規制改革

1) APEC 共同体

10年のAPEC首脳宣言では、TPPを核としたFTAAP構築が述べられただけではない。「APEC共同体」(APEC community)が明示的に述べられ、「我々が描くAPEC共同体の構想への道筋」のなかで、「APECの地域経済統合の課題を進展させるための主要な手段であるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて具体的な手段をとる」と述べられたのである。さらに次のように言われる。「より強固でより深化した地域経済統合を促進することにより、地域における繁栄及び福祉のための強固な基盤を確立することを目的とする。物品、サービス及び資本の移動に対する障壁は、更に削減されるべきであり、ビジネス関係者も、より円滑に移動できるようになるべきである。ビジネスが取引と活動を域内でより安価に、より迅速にかつより容易に行えるようにするための措置を強化すべきである。税関関連手続は、更に簡素化され、調和されるべきである。規制関連の協力は、拡大し深化すべきである。取引費用は、極小化されるべきであり、官僚的な非効率性は、除去されるべきである。多角的貿易体制は推進され、強化されるべきである」。「構造改革は、より質の高い成長に向けた我々の取組の不可分の一部を成す」。つまり、FTAAP構築により目指されているのは、たんなる自由貿易協定ではなく、参加国の構造改革が不可分のものであり、アジア太平洋にまたがる広大な市場原理主義的市場が目指

されているのである¹⁰⁵⁾。後に見るように、この点は、11年の首脳宣言で、いっそう鮮明化する。

10年の首脳宣言では、「我々は、第22回APEC閣僚会議の共同声明を全面的に承認する」として、極めて簡略に述べられているが、同閣僚会議の共同声明は、膨大な内容を含んでいる¹⁰⁶⁾。上位項目と下位項目を区別せずに、項目だけ見ても、貿易及び投資の自由化及び円滑化、投資、サービス、基準、適合性評価及び技術的規則、貿易円滑化、サプライチェーンの連結、認定事業者制度、貿易の再開、人の移動の円滑化、原産地規則関連文書及び手続の簡素化、貿易円滑化のための透明性の向上、関税当局間の協力、ビジネス環境の改善、知的財産権の強化、デジタル経済、環境物品・サービス、APEC首脳成長戦略の策定、構造改革、食料安全保障、食の安全、緊急事態への備え、テロ対策及び貿易の安全確保、腐敗対策及び透明性、保健の確保、エネルギー安全保障、女性の社会進出、人材養成、観光、中小企業、水産業並びに海洋環境保護及び水産資源管理、情報通信技術などが、それぞれ説明されている。TPPは秘密交渉と言われるが、そこを通過点として、FTAAPをつうじて至るAPEC共同体という完成形態の方は、公然と議論されているのである。ABACがAPECに提言を提示して、APECがそれを実行するという関係はすでに見たところであり、ABACは比較的早い時期からAPECレベルでの共同体に言及しているが、06年の提言は「繁栄と調和のとれたAPEC共同体の推進」として、表題そのものに「APEC共同体」が明記され、以後も、ABACは、APEC共同体ないし地域経済統合、市場統合を提言している。10年首脳宣言では、これが明示的に盛り込まれたものと見ることができよう。

すでに述べたように、11年の首脳会談では、APECの目指すものが、アジア太平洋に

またがる広大な市場原理主義的市場であることが、鮮明化する。首脳宣言¹⁰⁷⁾では、「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」との項目のもとに、「我々は、生産性を向上させ、経済成長を確保するためのイノベーションの推進に向けた最適な道筋として地域におけるイノベーションのモデルを設定するため、実効的、無差別のかつ市場主導型のイノベーション政策を推進するための一連の政策を促進する」と言われる。宣言自体の表現は抽象的であるが、言われているのは、広大な市場原理主義的市場の構築である。付属文書A¹⁰⁸⁾では、それが明白である。「競争性を確保し、生産性を強化し、また、アジア太平洋地域の成長を育むような方法で、資本、人、アイデア、モノ、サービスの境界を越えた流れを可能とする開かれた経済を発展させ、また維持する」として、大企業が最適地事業展開をすることが可能なアジア太平洋規模での市場構築が言われ、その前提として競争的な市場を支える規制制度が言われる。宣言では、「規制の収斂・協力」という項目のもとで、「正当化し得ない煩雑な時代遅れの規制を撤廃することを含む規制改革」が言われる。この抽象的な表現だけからも、煩雑な規制を撤廃する方向で、アジア太平洋地域の規制を収斂させることは見て取れる。付属文書Dでは、冒頭で、「APEC各エコノミーにおいて質の高い規制環境を構築することは、域内において自由で開かれた貿易及び投資を促進するというAPECの取組の主要な要素である。APECは、その設立以降、良き規制慣行の活用を促進し、貿易・投資に関する規制の相違から生じる負の影響を削減することに取り組んできた」と言われる。「質の高い規制環境」「良き規制慣行」とは、「自由で開かれた貿易及び投資を促進する」ことを是とする観点からのものである。また、APECの取組は、「規制の相違から生じる負の影響を削減する」ための取組であって、各国・地域での規制の多様性を尊重する方向で

はなくて、規制を均質化する方向での取組である。そこでは、「エコノミー全体、費用重視、未来志向の規制アジェンダの発展」「効率性を改善し、既存の規制に含まれる猥雑な要求に取り組むための既存規制の定期的レビュー」「ベスト・プラクティスの活用を含む規制の評価メカニズム」などが言われる。あくまでも、コスト重視、効率性重視の方向での規制の均質化である。宣言とあわせ読めば、言われていることは、アジア太平洋にまたがる市場原理主義的市場の構築に向けた規制の低位標準化である。

ここで、我々は、「第三の開国」に連れ戻される。経団連が、96年の「魅力ある日本—創造への責任—」において、将来の「ハイブリッド型産業構造」では、「脱規制社会」が構築されていて、アジア・太平洋諸国との調和ある分業体制が形成されているとの展望を示しているのはすでに見た。「第三の開国」が提起された03年の『活力と魅力溢れる日本をめざして』では、「MADE “BY” JAPAN」が掲げられ、企業の最適地事業展開が、より詳細に展開され、「グローバルな活動によってしか日本企業の国際競争力は高まらない。生産拠点の移転も、世界規模で行われている競争に勝ち抜くための手段であり、空洞化の懸念に圧されて、海外投資を制限すれば、生産性と技術力が高く、本来生き残れる企業を窮地に追い込みかねない」と言われ、グローバル競争の中では、「MADE “IN” JAPAN」にとどまるわけにはいかないとされる¹⁰⁹⁾。「企業(場合によっては消費者)は、最適地を求めて世界を移動する。日本としては国際制度間競争に負けないように、積極的な通商政策と並行して法人税の大幅引き下げや、規制の撤廃といった構造改革の断行が必要となることはいうまでもない」として、企業の最適地事業展開のための通商政策、規制撤廃・構造改革が求められる。加えて、最適地事業展開の舞台となるべき東アジアにおい

ては「地域の経済関係をさらに深化させていくための制度的な枠組みの構築は大きく立ち遅れている」との認識を示し、その原因は「同地域で最大の経済規模を有する日本のイニシアチブの欠如にある」として、「日本が、東アジア自由経済圏構想を、新しい対東アジア経済外交の基軸に据えていくことを提案したい」と言われる。つまり、企業が最適地事業展開をするためには、国内的な規制撤廃・構造改革だけでは不十分であり、東アジア自由経済圏全体としての制度的な枠組みの構築が必要であって、それによって、「東アジア自由経済圏は、域内外の企業にとって、真に魅力的な市場、投資先を提供し、結果として、将来においては「多国籍企業が、設計・開発、素材・原料の調達、部品の生産・調達、組立・製造、物流・流通、現地販売・マーケティング、あるいは輸出、資金回収・決済、アフターサービスといったプロセスを国境を越えて展開するようになっていく」という。言い換えれば、「貿易障壁の撤廃や諸制度の調和化、さらにはインフラの整備による域内の取引コストの劇的な低下により、各国の企業が多様な得意分野を効果的に融合し、より強固なバリュー・チェーンを構築していくことができる。／この結果、東アジアにおいてより徹底された最適地生産が可能となる」という¹¹⁰⁾。03年の『活力と魅力溢れる日本をめざして』では、WTO交渉の進展を前提として、「東アジア自由経済圏」が言われているが、WTO交渉が停滞するなかで、経団連がFTAAPへと軸足を移した次第は、すでに見たところである。したがって、03年ビジョンの「東アジア自由経済圏」を「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)」と読み替えれば、言われている内容は、10年、11年のAPEC首脳宣言と重なるものである¹¹¹⁾。要するに、経団連は、多国籍企業が、その時々で最適地事業展開できる広大な市場原理主義的市場を求めているのであって、国内のみならず広大な地域での

規制撤廃・構造改革をつうじた諸制度の調和化を求めているのである。90年代半ばの「ハイブリッド型産業構造」から、更に進んだ広大な地域での「ハイブリッド型産業構造」が展望されているのであり、グローバル化した市場原理主義的構造改革が求められているのである¹¹²⁾。こうした経団連の要求が、先に見たAPECの首脳宣言をつうじて、いわば逆輸入されるかたちで、日本政府の政策を方向付けることとなる

多国籍企業が、その時々各国各地のインフラ整備状況、産業集積、技術水準、技能水準、物流コスト、市場規模、人件費、為替レート等に応じて、最適地事業展開することになれば、各国各地の地域経済は企業の進出と撤退で攪乱されることとなる。労働力についても、ジャスト・イン・タイム型の柔軟な利用が求められることとなり、それに応じた規制水準が求められることとなろう。日本では、90年代半ば以降、雇用分野の大幅な規制改革が進められてきたが、さらなる規制改革が進められようとしていることは、以下にみるところである。

2) TPP 交渉参加と規制改革

経団連は、10年秋に、菅首相が「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討」と述べ、「関係国との協議を開始する」と閣議決定し、APEC CEO サミットで、それを表明した後にも、国会での首相施政方針演説(2011年1月24日)に先立ち「新内閣に望む」(1月14日)で「重要課題」として「『開国元年』の認識の下、TPP(環太平洋経済連携協定)への参加、EPA・FTAの締結等を通じて高いレベルの経済連携を積極的に推進する」ことを求めるなど、矢継ぎ早にTPP参加をもとめており、それらは経団連HPに掲載されている¹¹³⁾。安倍内閣が発足した12年12月26日にも「新内閣に望む」と題して「一刻も早くTPP交渉に参加し、米

国を含む交渉参加国との間でWin-Winの交渉成果を共有する」ことをもとめ、「TPPをはじめとする経済連携の推進、大胆な規制改革などを通じた成長力の強化」などを求める「第二次安倍内閣発足に関する米倉会長コメント」を発している。加えて、日本側の「日米経済協議会」とアメリカ側の「米日経済協議会」で構成される「日米財界人会議」も共同声明において、10年、11年、12年と、FTAAPの設立に向けて日米政府が主導的役割を果たすべきことや、TPPへの日本の参加を求め、13年には、日本をTPP交渉に参加させたオバマ政権と安倍政権を賞賛し、日米両国はFTAAPの構築を長期目標として高い水準の経済圏創設に向けた主導的役割を果たすべきとしつつ、長期的に持続可能な成長を実現するための最も重要な要素は思い切った規制・構造改革であるとして安倍政権に第三の矢である成長戦略を促し、農業改革や労働市場改革など規制改革を求めている¹¹⁴⁾。

こうした経団連など米日財界の意向に沿うかたちで、安倍首相は、13年3月15日の記者会見で、「本日、TPP/環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。その旨、交渉参加国に通知をいたします」と述べることとなった。しかし、この交渉参加表明に先立ち、TPP参加を先取りするかたちで、米日財界の求める「大胆な規制改革」に取り組んでいる。

早くも、安倍内閣発足当日に、閣議決定で、安倍首相自らが本部長となる日本経済再生本部¹¹⁵⁾を設置し、翌1月8日には、同本部(第1回)で、自らが議長となる産業競争力会議の開催を決定した。11日の同本部(第2回)で「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を取りまとめ、同日、これを閣議決定した。同「対策」において、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すと言われ、さらに、「海外投資収益の国内還元を日本の成長に結びつける国際戦略を進め、『貿易立国』と『産業

投資立国』の双発型エンジンが互いに相乗効果を発揮する『ハイブリッド経済立国』を目指す」と言われる。同「対策」では、日本国内的に「世界で一番企業が活動しやすい国」が目指されるだけでなく、多国籍企業の最適地事業展開による「海外投資収益の国内還元」が言われ、経団連の意向に即した閣議決定である。これを受けた第1回産業競争力会議¹¹⁶⁾では、「世界で一番企業が活動しやすい国」とするために、「世界最高レベルの環境を整える際には世界各国がしのぎを削って作り上げた最高レベルの制度と日本のシステムを比較する、いわゆる『国際先端テスト』を行い、制度改革や市場創造の起爆剤にすべきと考える」と言われる。この「国際先端テスト」の方式が、第3回日本経済再生本部での総理指示を経て、次に見る規制改革会議で採用されていく。また、この第1回産業競争力会議の取りまとめとして、副議長は「成長戦略の検討に当たっては、規制改革とイノベーションが最重要であり、本会議と総合科学技術会議、規制改革会議等の関係会議とよく連携・協力をしてきたいと思う」と述べている。

安倍首相は、1月18日には、規制改革会議令を閣議決定し、24日の第1回規制改革会議での諮問に当たり、「規制改革は、安倍内閣の一丁目一番地であります。成長戦略の一丁目一番地でもあります」、「目指すのは『世界一』でございます」と述べている¹¹⁷⁾。これを受け、議長代理は、日本に残る岩盤のような規制に風穴を開けると応えた。また、会議の冒頭では、議長が「改革の実現に当たっては、関係機関、特に産業競争力会議との連携を密にしていきたいと考えております」と述べている。産業競争力会議と規制改革会議の双方で、両会議の連携が確認されたことになる。第2回規制改革会議(2月15日)では、産業競争力会議で提起された「国際先端テストの導入」が持ち出され、さらに「『世界最先端』をめざす以上、日本で特別に規制が必

要だとする理由を明確にする必要があり、管轄官庁にその説明責任を求める」として管轄官庁に「拳証責任」を負わせる提案がなされた。こうした規制改革会議の基本的観点は、APEC首脳宣言の内容をなす「正当化し得ない煩雑な時代遅れの規制を撤廃することを含む規制改革」による「規制の収斂」にそくしたものであり、規制の低位標準化に向けて日本がイニシアチブをとるべきとの経団連の意向にそくしたものである。この基本的観点のもと、第3回日本経済再生本部での総理指示で重点項目とされた「雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連」に「創業等」を加え、それぞれのテーマでワーキング・グループを設置して検討されることとなった。この第2回会議では、第1回会議での過去に議論しながら実現されていない改革項目を優先的に検討すべきとの提案を受け、多数の検討項目が提出された。しかし、第3回会議で、「規制の数を稼ぐのではなく、成長や雇用創出のボトルネックとなっている重要かつ解決困難な規制に絞ら込む」ことが提案された¹¹⁸⁾。

この第3回会議では「法律に基づかずに、通達や行政指導による規制が行われているケース。こういうものは原則廃止する。これを6月までに徹底する」との意見まで出されたが、さすがにそれは実行されず、第5回会議で、「規制改革ホットライン」の設置が提案され、13年3月22日から開設された。総理大臣への答申がなされた第12回会議までに、ホットラインに寄せられた意見から368件が所轄官庁へと検討が要請され、結果的に様々な規制についての法令根拠の有無と必要性の有無があぶりだされることとなった。答申では、「今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態なども明らかになった」と言われている。また、「国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力な

ツール」とされている。こうした強力な手法を用いて審議がなされ、13年6月5日に答申がなされた。答申では、「改革実現までの工程表、すなわち『規制改革実施計画』(仮称)を策定し、閣議決定することが必要である」と言われ、政府は「規制改革実施計画」を6月14日に閣議決定した。同計画の中身は、基本的には4つのワーキング・グループ報告書で具体的な規制改革項目とされたものと、規制改革会議の本会議で検討された最優先案件の事項である。

雇用分野の規制改革とかかわって、第6回日本経済再生本部(4月2日)で、「第4回・第5回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」との総理指示がなされ、「成熟産業から成長産業へ『失業なき円滑な労働移動』を図る。このため、雇用支援施策に関して、行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフトを具体化すること」、「職種や労働時間等を限定した『多様な正社員』のモデルを確立するための施策を具体化すること」、「民間人材紹介サービスを最大限活用するための方策を具体化すること」などが示された。これが、第4回雇用ワーキング・グループ(4月25日)で厚生労働省から提出され、第8回規制改革会議(5月2日)に雇用ワーキング・グループ中間報告に含められて提出された。これにより、雇用分野の規制改革は、雇用形態の多様化、雇用の弾力化・柔軟化の方向でなされることとなる。規制改革会議の答申でも、『『人が動く』ように雇用の多様性、柔軟性を高める政策を展開し、『失業なき円滑な労働移動』を実現させていく必要がある』と言われる。

ところが、「規制改革実施計画」では、「個別的措置事項」で見ると、「エネルギー・環境分野」が74項目、「保育分野」が14項目、「健康・医療分野」が23項目、「創業等分野」が27項目であるのにたいし、「雇用分野」は4項目に留まる。「ジョブ型正社員の雇用

ルールの整備」、「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し」、「有料職業紹介事業の規制改革」、「労働者派遣制度の見直し」である。これだけでも、雇用形態を多様化し、労働時間規制を弾力化し、職業紹介事業を利用したリストラ¹¹⁹⁾を促進しかねず、派遣による正規社員の代替をすすめるものであり、90年代半ば以降の「痛みを伴う改革」の延長線上でジャスト・イン・タイム型での柔軟な労働力利用を可能とする方向の大改革である¹²⁰⁾が、答申に書かれた「判決で解雇無効とされた場合における救済の多様化など労使双方が納得する雇用終了の在り方」などは含まれていない¹²¹⁾。

規制改革会議「答申」と「規制改革実施計画」の位置づけは、参議院選挙後の第14回規制改革会議(8月22日)において、安倍首相によって、次のようになされている。「去る6月、130項目にわたる規制改革事項を取りまとめいただきました。改めて感謝申し上げます。しかし、この答申はゴールではなくまさにスタート、始まりであります。／安倍政権の規制改革に終わりはありません。成長を阻む規制・障害に対して大胆果敢に切り込み、取り除いていかなければなりません」。これからは本格的な始まりだと言わんばかりである。そこには、国会での勢力配置が背景にある。同会議で安倍首相は、「先般の参議院選挙におきまして、我々与党は参議院において過半数を獲得することが出来たわけでございます。まさにこの政治的な資産を国民生活の向上・経済の成長に結び付けていきたい。政治の安定を、力強い成長につなげていきたいと思っております。規制改革会議においても、骨太な審議をよろしくお願ひしたいと思っております」と述べている。衆参両院において与党が過半数をとった状況下で、「安倍内閣の一丁目一番地」であり「成長戦略の一丁目一番地」である規制改革を、「痛み」の目立ちにくいものに留まることなく、徹底的に

進めるとの決意が示されたのである。

実際、すでに第2回雇用ワーキング・グループ(4月11日)では解雇の金銭解決が議論されており、それが「答申」にも「判決で解雇無効とされた場合における救済の多様化など労使双方が納得する雇用の終了の在り方」という抽象的なかたちで検討課題として盛り込まれている。さらに、第11回雇用ワーキング・グループ(10月11日)にいたると、ホワイトカラー・エグゼンプションという言葉が公然と交わされることとなる。

おわりに

「規制改革実施計画」が閣議決定された6月14日、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」も閣議決定された。こちらには、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換(失業なき労働移動の実現)」が柱としてたてられるとともに、規制改革会議「答申」と重複する内容が含まれている。それとやらんで、「戦略」では、TPPと成長戦略の関係が述べられている。まず、総論部分で、「第一の矢」、「第二の矢」とやらんで、TPPが「第三の矢」である成長戦略の一環として扱われている。さらに、「戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進」という項目のもとに、「TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にあるより大きな構想である

FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていく」と述べられる。TPPを核として、RCEPを参加拡大範囲として、アジア太平洋地域の新たなルールの下で、FTAAPを構築するという道筋が明確であり、これまでの検討をふまえて別言すれば、規制を低位標準化した広大な市場原理主義的市場への道筋が明確である。さらにまた、「経済連携の強化に向けた規制制度に関する取組」という下位項目がたてられ、「今後の経済連携交渉の進捗等の動きも踏まえながら、規制改革に係る提案等への対応について、『規制改革会議』における審議を活用しつつ、検討を加速させる」と述べられている。規制改革会議で審議される改革とTPPを核とする経済連携とは関連づけられて進められようとしており、雇用分野の規制については「行き過ぎた雇用維持型」からの転換が図られようとしている。

規制の低位標準化によりアジア太平洋地域にまたがる広大な市場原理主義的市場を構築するという経団連やAPECの諸文書から読み取れる構想の実現にむけて、様々な規制についての法令根拠の有無と必要性の有無をあぶりだす「規制改革ホットライン」と「国際先端テスト」という強力な手法をもちいて審議をする規制改革会議を活用して、規制改革が加速させられようとしている。「第三の開国」(TPP)と、90年代半ば以降の「痛みを伴う改革」の延長線上で進められようとしている規制改革とは、米日財界・多国籍業が求めるアジア太平洋にまたがるグローバル化した市場原理主義的構造改革の一環なのである¹²²⁾。

〔注〕

1) 国立国会図書館「国会会議録検索システム」による。首相の所信表明演説等は首相官邸ホームページ(以下、HP)の歴代内閣のページにも掲載されている(以下、特に断らないかぎり、いずれかによ

る)。

2) 首相官邸HP「過去の主な報告書・答申等」による(以下、特に断らないかぎり、閣議決定は同HPの「政府の基本方針・計画等」または「過去の主な報告

- 書・答申等」による)。
- 3) 首相官邸HPの「歴代内閣」HPによる(以下、特に断らないかぎり同様)。
 - 4) 日本経済団体連合会編著『活力と魅力溢れる日本をめざして—日本経済団体連合会新ビジョン—』, 日本経団連出版, 2003年, 87ページ。「2025年度」は, 104-105ページならびに109ページ。
 - 5) 拙稿「雇用問題を根本からとらえる」, 『経済』No.164, 2009年。
 - 6) 田代洋一氏は比較的早い時期から「TPPをたんなる経済問題として扱うこと, そして経済問題を農業を主にして捉えることは, 二重にその本質を見誤る。それがTPPを語る場合の通弊になっている」と適切な指摘をしている(田代「TPPと日本農業再建の課題」, 『日本の科学者』Vol.46No.7, 2011年, 24ページ)。

萩原伸次郎氏は「私は, 日本のTPPへの参加が, 橋本改革, 小泉構造改革に次ぐ『第3の構造改革』なる(ママ)と言い続けております」(萩原『TPP アメリカ発, 第3の構造改革』, かもがわ出版, 2013年, 50ページ)と述べ, 実際, 比較的早くから, そう述べている(萩原『TPP 第3の構造改革』, かもがわ出版, 2011年, 萩原『日本の構造「改革」とTPP—ワシントン発の経済「改革」増補改定版』, 新日本出版社, 2011年, 萩原『TPPと労働者, 労働組合』, 本の泉社, 2012年など)。TPPが貿易問題に留まらず日本の構造改革であるとの指摘を踏まえ, 本稿では, TPPを90年代以来の市場原理主義的構造改革の一貫した延長線上で捉えるとともに, グローバル化した市場原理主義的構造改革として捉えたい。

暉峻衆三氏は「TPPは, 安保体制下のアメリカと日本の多国籍企業を中心

とする財界による, 世界戦略絡みでのアジアの経済成長取り込みの戦略」(暉峻「〔入門講座〕戦後日本資本主義の歩みから見る 暉峻衆三さんに聞く TPPから日本の食と農を守るために④多国籍企業の展開と農業」, 『経済』No.203, 2012年, 152ページ)と述べている。田代氏も「対米関係のみをみて, その被害面のみを強調していたのではTPPの本質を見誤ります。TPPは日本がアメリカの目下の同盟国としてアジア太平洋に親米経済圏を構築していく橋頭堡とみるべきです」(田代編著『TPP問題の新局面—とめなければならないこれだけの理由—』, 大月書店, 2012年, 27ページ)と述べている(同書では, 磯田宏氏も同趣旨を述べている, 69, 89, 99ページ)。萩原氏も, 「米日多国籍企業は, 東アジアの経済成長に期待するところが大きい。TPPからFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)という米国の敷いた経済路線を積極的に推し進めることによって自らの利益を追求するという, 米国追随の経済戦略が日本の財界には存在する。TPPに参加した後, 日本企業は米国のアジア戦略の尖兵となって, アジア太平洋自由貿易圏を形成すべく, 日本を捨てて産業空洞化を引き起こしながら, 多国籍化の道を進もうというわけだ。TPPによって対米輸出が増加しないことは, 彼らも知っている」(萩原「TPPと日米同盟 安倍政権は, なぜTPPを押し進めるのか」, 『経済』No.214, 2013年, 59ページ)とも述べている。醍醐聰氏は, TPPに一番関心をもって, 推進しようとしているのは多国籍企業であって, 多国籍企業は特定の国籍を持たないのであるから「単純に『国益』を持ち出し, 日本対アメリカという図式で捉えては, 問題の本質を見誤ることになり

ます」(醍醐「亡国のTPPを批判する日米事前協議、影響試算から 醍醐聡さんに聞く」、『経済』No.214, 2013年, 47-48ページ)と適切な指摘をしている。この点については、松本知裕氏が、早い時期に、TPPにより、低賃金国に事業展開した巨大製造業の利益獲得チャンスと途上国側の雇用拡大ならびに経済発展がもたらされる可能性とともに、移転元の先進国では雇用喪失と生産額減少にいたる可能性を指摘している(松本「TPPとは何か その内容と背景」、『経済』No.186, 2011年, 85-86ページ)。これらの指摘を踏まえながら、90年代半ば以降の規制緩和ないし構造改革から「第三の開国」(TPP)までを、財界の意向貫徹過程として捉えたい。

TPPについては、賛成論、反対論のそれぞれの立場から様々な観点が提示され、様々な論点での議論が展開されているが、本稿では諸論点に踏み入ることはしない。また、90年代半ば以降の規制改革ないし構造改革は、様々な分野で多面的に展開されてきたが、雇用分野に限定した言及としたい。アメリカ側の財界、議会、政府の関係に立ち入ることはしないが、この点については、差し当たり、佐々木高成「オバマ政権の通商政策：ドーハラウンド・FTA政策の展望」(『季刊国際貿易と投資』No.76, 2009年)。なお、アメリカ側の状況として、行政府が議会から通商協定に関する交渉権限を与えられ、議会は通商協定に関する個々の内容の修正を求めず一括して承認・不承認することとする「大統領貿易促進権限」(TPA)は、07年7月1日に失効している(外務省HP, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/fta.html>, 2013年12月16日閲覧)。

7) 本稿の概略は、別稿「『第三の開国』

(TPP)と『痛みを伴う改革』」(『労働総研ニュース』No.284, 2013年11月号, <http://www.yuiuidori.net/soken/news/2013/284.html>)で示したところだが、本稿では、同趣旨を、典拠を示して詳細に展開したい。

- 8) 必ずしもすべてが「改革に伴う痛み」ではないが、国会会議録検索システムで、「小泉純一郎」「総理大臣」「痛み」と検索すると、111件がヒットする。
- 9) http://www.nhk.or.jp/archives/nhk-tokushu/chrono/chrono_82.html (2013年10月4日閲覧)。
- 10) 経団連HP。
- 11) 臨時行政調査会事務局監修『臨調 基本提言』, 行政管理研究センター, 1982年, 8ページ。
- 12) 同前, 14ページ。
- 13) 同前, 15ページ。
- 14) 同前, 18-19ページ。
- 15) 基本答申提出の直後、土光氏と石田経団連副会長・行政改革特別委員長との対談で、土光氏は「総理の決心、これが中心ですね。責任をもって実行してもらわなければなりません。責任を持って政治をやらない人は、総理などにならなければ良いのです」, 「政府が正しいことをするかどうかを監視するのは国民、特に経済界ですからね」と述べ、石田氏は「土光会長のご期待に沿うように、今後とも一生懸命やりたいと思います」と応えている(『経団連月報』第30巻第9号, 1982年, 10-11ページ)。
- 16) 『月刊ニュー・ポリシー』第11巻第4号, 1991年, 600ページ(910301076)。
- 17) 北村洋基氏は、「規制緩和、市場原理による構造改革という思想と政策は80年代初頭に台頭し、一定の進展をみせた」としつつ、次のように述べる。

「行財政改革に加えて政治改革を掲げた細川内閣は、経済改革についてもさらに具体化させるべく、首相の私的諮問機関である『経済改革研究会』を93年10月に発足させた。そこにおける一連の報告書(平岩レポート)における、経済的規制は原則自由に、社会的規制は自己責任を原則に、最小限に、というのが新自由主義的構造改革の直接的な出発点である」(北村『岐路に立つ日本経済』, 大月書店, 2006年, 159ページ)。首相の私的諮問機関レベルでの出発点が「平岩レポート」であるにしても、財界レベルでの源流は本文に示した経団連の90年代ビジョンに遡上できる。

- 18) 本文記載の文書, 11ページ。
- 19) 同前, 12ページ。
- 20) 同前, 9ページ。
- 21) 同前, 21ページ。
- 22) 報告は、中谷巖・大田弘子『経済改革のビジョン 「平岩レポート」を超えて』(東洋経済新報社, 1994年)に付録として収録されている。同付録, 32ページ。「最終報告の起草委員をつとめた」(同書, vページ)中谷氏は「大きな時代認識として必要なのは、日本が欧米に追いつく『キャッチアップの段階』を終えたという認識である」(4-5ページ)と述べているが、すでに臨調基本答申でも「追いつき型近代化を達成した今日では、もはや我が国にとってのモデルを、外国に求めるわけにはいなくなっている」(前掲『臨調 基本提言』, 17ページ)と言われている。
- 23) 前掲『経済改革のビジョン 「平岩レポート」を超えて』付録, 39-40ページ。
- 24) 同前, 9ページ。
- 25) 閣議決定は、総務庁編『規制緩和推進

の現況(平成7年7月)』(大蔵省印刷局, 1995年)に収録されている。同資料編, 17ページ。

- 26) 同「計画」は、前掲『規制緩和推進の現況(平成7年7月)』所収。
- 27) 同前, 本編, 140ページ。
- 28) 同前, 資料編, 7ページ。
- 29) 同前, 本編, 98ページ。行政改革推進本部では、94年11月30日と12月2日に、内外の事業者団体から規制緩和に関する意見・要望が直接に聴取された。対象団体には、経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、主婦連合会、消費科学連合会の他、在日米国商工会議所と欧州ビジネス協会が含まれる(同前, 81ページ)。
- 30) 同前, 資料編, 27ページ。
- 31) アメリカ大使館HPでは、1994年から2008年までの対日要望書が公表されている(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-econ-doc.html>, 2013年10月7日閲覧)。「年次改革要望書」が提出されるに至った経緯と当初の「年次改革要望書」の内容については、萩原、前掲『日本の構造「改革」とTPP—ワシントン発の経済「改革」増補改定版』第2章第2節に詳しい。
- 32) 経済審議会行動計画委員会報告「『6分野の構造改革の推進について』(高度情報通信, 物流, 金融, 土地・住宅, 雇用・労働, 医療・福祉)付/参考資料」, 1996年11月26日(『月刊ニューポリシー』第16巻第12号, 1996年)。
- 33) 第56回行政改革委員会規制緩和と小委員会議事概要(元々掲載されていた総理府のHPが既に存在しないため、参照はInternet Archive, <http://web.archive.org/web/19980525114819/http://www.sorifu.go.jp/council/gyokaku/kanwa/56.html>, 2013年10月8日ダウンロード)。

- 34) 日本経営者団体連盟発行『日経連五十年史—資料編』, 1998年, 58-59ページ。
- 35) 新・日本的経営システム等研究プロジェクト編著『新時代の「日本的経営」—挑戦すべき方向とその具体策—』, 日本経営者団体連盟, 1995年。
- 36) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol019.html>, 2013年10月7日閲覧)。
- 37) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/policy/index04.html>, 2013年12月9日閲覧)。
- 38) 豊田章一郎『「魅力ある日本」の創造』, 東洋経済新報社, 1996年, 23ページ。同書は経団連会長の著書のかたちで出版されているが, 末尾の「謝辞」によれば, 経団連長期ビジョンの全文である。
- 39) 同前。
- 40) 同前, 16ページ。
- 41) 同前, 23ページ。
- 42) ハイブリッド型産業構造に向けた構造改革が, 小泉「構造改革」による不良債権処理の過程で強力に進められ, 経営状況の悪い金融機関や企業のみならず経営状況がさほど悪くない中小企業なども「貸し渋り」「貸し剥がし」の対象として市場から抹殺する一方で, 再建可能と判断された大口不良債権については産業再生機構が金融機関にある不良債権を買い取って主力銀行と連携して債権放棄や不採算事業の処分がなされ, 一連の過程で銀行発行株式の公的資金による買い取りや日銀による銀行保有株式の買い取りまでなされた次第は, 北村洋基『岐路に立つ日本経済』(前掲, 第7章第2節)ならびに萩原伸次郎『ワシントン発の経済「改革」新自由主義と日本の行方』(新日本出版社, 2006年, 第4章第1節)。
- 43) 前掲『「魅力ある日本」の創造』, 56-62ページ。
- 44) 「規制緩和推進3か年計画」(98年3月閣議決定), 「規制改革推進3か年計画」(01年3月閣議決定), 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(04年3月閣議決定), 「規制改革推進のための3か年計画」(07年6月閣議決定)。95年11月のAPEC首脳宣言で採択された「大阪行動指針」第1部C節「10. 規制緩和」では, 「APECメンバーの国内の規制制度の緩和のための措置の詳細を盛り込んだ年次報告を出版する」とされている(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/odsaka_95/95.html, 2013年09月15日ダウンロード)。
- 45) 芹沢寿良「2007年の労働・雇用法制改革をめぐる政治過程—労働契約法の成立と『労働法制抜本的見直し』論の登場—」, 『高知短期大学研究報告社会科学論集』第93号, 2008年。
- 46) 前掲『規制緩和推進の現況』, 本編, 136-139ページ。
- 47) <http://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku-suishin/> (2013年10月14日閲覧)。
- 48) <http://www8.cao.go.jp/kisei/giji/index.html> (2013年10月14日閲覧)。
- 49) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/index.html> (2013年10月14日閲覧)。
- 50) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/about/index.html> (2013年10月14日閲覧)。
- 51) 前掲拙稿「雇用問題を根本からとらえる」。
- 52) 前掲『活力と魅力溢れる日本をめざして』, 83-99ページ。
- 53) 日本経済団体連合会『希望の国, 日本』, 日本経団連出版, 2007年, iiページ。

- ジ。
- 54) 同前, 49ページ。
- 55) 同前, 51-52ページ。
- 56) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/082.html>, 2013年10月26日ダウンロード)。
- 57) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/081/honbun.html>, 2013年5月4日ダウンロード)。
- 58) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/006/index.html>, 2013年5月3日ダウンロード)。
- 59) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/policy/2010/054.html>, 2011年6月28日ダウンロード)。
- 60) ABAC日本のHP (<http://www.keidanren.or.jp/abac/>)。
- 61) 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/abac/index.html>, 2013年11月4日閲覧)。
- 62) 外務省経済局「日本の経済外交におけるAPECの意義と今後の戦略」, 2010年12月, 15ページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/pdfs/apec_shiryō101216.pdf, 2013年9月23日ダウンロード)。
- 63) 以下, ABAC日本支援協議会についての記述は, 前掲ABAC日本のHPによる。
- 64) 前掲, 232ページ。
- 65) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol127/index.html>, 2013年4月28日ダウンロード)。
- 66) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol127/setsume.html>, 2013年4月28日ダウンロード)。
- 67) ABAC日本のHP (http://www.keidanren.or.jp/abac/report/2002pre_j.pdf, 2013年9月17日ダウンロード)。
以下, ABAC文書の訳語は, ABAC日本のHPに掲載されている和文ないし仮訳
- によるが, 一部筆者による英文からの訳とした。
- 68) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2002/boeki_gh2.html, 2013年10月21日ダウンロード)。
以下, APEC文書の訳語は外務省HPの仮訳によるが, 一部筆者による英文からの訳とした。外務省HPでは2002年以前の文書は仮訳のみが掲載されているが, APECのHP (<http://www.apec.org/>)のMeeting Papersでは, それ以前の文書も含めて掲載されている。
- 69) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2002/s_sengen.html, 2013年11月2日ダウンロード)。
- 70) ABAC日本HP (<http://www.keidanren.or.jp/abac/report/2006j.pdf>, 2013年9月17日ダウンロード)。
- 71) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2006/shunou_ky.html, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 72) ABAC日本HP (<http://www.keidanren.or.jp/abac/report/20101014c.pdf>, 2013年9月17日ダウンロード)。
- 73) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/docs/ammstatement2010_j.pdf, 2013年11月2日ダウンロード)。
- 74) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/docs/aelmdeclaration2010_j.pdf, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 75) 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/jyuyo/bogor.html>, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 76) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/odsaka_95/95.html, 2013年9月15日ダウンロード)。
- 77) 中川淳司『WTO 貿易自由化を超え

- て』, 岩波新書, 2013年, 198ページ。
11年5月のパリでの非公式閣僚会合で、
包括合意をあきらめて部分合意をめざ
す方針が確認されたが、13年11月の一
般理事会では先進国と途上国との対立
により部分合意ですら断念され、12月
の閣僚会合まで合意と崩壊の瀬戸際で
二転三転し、閣僚会合は交渉を1日延長
して徹夜折衝を経て12月7日に貿易円
滑化、食糧支援、開発の3分野での合意
にこぎつけたものの、ラウンド全体の
交渉は棚上げされる公算が大きいと言
われる(『朝日新聞』, 2013年11月28
日, 12月8日)。
- 78) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2001/s_sengen.html, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 79) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2002/boeki_gh.html, 2013年10月21日ダウンロード)。
- 80) ABAC日本のHP (<http://www.keidanren.or.jp/abac/report/2004j.pdf>, 2013年9月17日ダウンロード)。
- 81) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2004/shuno_sen.html, 2013年9月16日ダウンロード),
() カッコ内は筆者挿入。
- 82) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2004/abac_reception.html, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 83) ABAC日本のHP (<http://www.keidanren.or.jp/abac/report/2005j.pdf>, 2013年9月17日ダウンロード)。
- 84) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2005/s_pusan_k.html, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 85) ABAC日本のHP (<http://www.keidanren.or.jp/abac/report/2006j.pdf>, 2013年9月17日ダウンロード)。
- 86) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2006/shunou_ky.html, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 87) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2006/shunou_taiwa.html, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 88) 外務省HP (HPHhhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/docs/aelmdeclaration2010_j.pdf, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 89) 「2020年」はAPECボゴール宣言で「自由で開かれた貿易及び投資という目的を達成する」期限であり、「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) を構築するための我が国としての道筋 (ロードマップ) を策定する」というのは、ABACによる06年報告書の表現に「我が国としての」を加えたかたちである。
- 90) 官邸HP内の「成長戦略策定会議」のページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/kaigi/seicho.html>, 2013年11月26日ダウンロード)。
- 91) 経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/066.html>, 2013年5月3日ダウンロード)。
- 92) 経済産業省HP (<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90820a04j.pdf>, 2013年12月24日ダウンロード)。産業構造審議会の歴代会長は、経団連会長である。同審議会の通商政策部会では、すでに第8回(08年12月9日)の時点で、TPPとFTAAPが議論されている(同部会「議事録」, <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0003410/gijiroku08.html>, 2014年1月7日ダウンロード)。
- 93) 『日本経済新聞』(電子版), 2009年11月27日。
- 94) 『日本経済新聞』(電子版), 2009年12

月17日。

- 95) ただし、APEC首脳会合にさいして、09年11月15日の政策講演「アジアへの新しいコミットメントー東アジア共同体構想の実現に向けてー」では、「ASEAN+6による『CEPEA』やAPECの『FTAAP』の議論には積極的に参加します」と言われた。しかし、この一文には、講演タイトルとのあいだでずれがある。

このような状況で、『新成長戦略(基本方針)』に、FTAAPが盛り込まれたことについて、坂本雅子氏は、「一国の総理がどれほど『東アジア共同体』の理想を語っていても、経済産業省が作る(公式にはむろん『鳩山内閣』が出したものであるが)『新成長戦略』では、『東アジア共同体』ではなく『アジア太平洋自由経済圏(FTAAP)』にすり代わっていたのである」と述べ、背景として、経団連幹部の意向を推測しつつ、「経済産業省も早々と『新成長戦略(基本方針)』で『アジア太平洋自由経済圏(FTAAP)』を打ち出せたのだろう。国家権力の中枢は、政権交代したばかりの首相の『東アジア共同体』の『お気軽な理想』に付き合うつもりは全くなかったということであろうか」と述べている(坂本「TPP問題を検証するー日本経団連がTPP交渉に期待するものー」、『経済経営論集』第18巻第2号、2011年、96-97ページ)。

- 96) 民主党マニフェストは、民主党HP(<http://www.dpj.or.jp/>、2011年8月10日ダウンロード)。
- 97) 萩原伸次郎氏は、「民主党政権は、この『新成長戦略』をきちんと点検することなく、閣議決定してしまったとしか考えようがありません」と述べている(萩原、前掲『TPP アメリカ発、第

3の構造改革』、19ページ)。

- 98) 坂本雅子氏は次のように述べている。「2010年10月1日に菅首相が表明した『環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を目指』(略語は筆者加筆)すという政府の方針は、2009年12月30日に発表された『新成長戦略(基本方針)』ですでに基本的に提起されていたのだ」(坂本、前掲、96ページ、「(略語は筆者加筆)」は原文のもの)。坂本氏が引用している部分については適切な指摘であるが、10月1日時点では、「東アジア共同体構想」が併存している。
- 99) 経団連HP(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2010/082.html>、2013年12月1日閲覧)。
- 100) 『日本経済新聞』(電子版)、2010年9月20日。
- 101) 『日本経済新聞』(電子版)、2010年9月22日。
- 102) 『日本経済新聞』(電子版)、2010年9月24日。
- 103) 新成長戦略実現会議の議事要旨(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy04/archive02.html>、2013年3月14日ダウンロード)。
- 104) 第3回新成長戦略実現会議(10月21日)では全国農業協同組合中央会会長らが臨時委員として参加し、TPP交渉参加反対や農業・農村等への影響を心配する慎重意見が述べられている。第4回会議では、商工会議所会頭、経済同友会代表幹事、経団連会長はいずれも同「基本方針」を肯定的に評価し、早期交渉参加ないしルールづくりへの参加を求めている。
- 105) オーストラリア公正貿易ネットワークの創設者でもあるシドニー大学助教

(博士)のパトリシア・ラナルド氏は、「TPPは本来の意味で貿易協定ではありません。米国のアジア太平洋戦略の一部をなすもので、大企業中心の国際的ルールをつくろうとしており、他国の国内法の変更まで求めるものです」と述べている(『赤旗』, 2013年11月16日)。

- 106) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/docs/ammstatement2010_j.pdf, 2013年11月2日ダウンロード)。
- 107) 外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2011/pdfs/aelm_declaration_1111.pdf, 2013年9月16日ダウンロード)。
- 108) 付属文書は、「APEC首脳会議の概要」のページに掲載されている(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2011/aelm_gaiyo.html, 2013年9月16日閲覧)。
- 109) 前掲『活力と魅力溢れる日本をめざして』, 28-30ページ。
- 110) 同前, 84-90ページ。
- 111) 13年APEC首脳宣言では「我々は、地域経済統合の強化・深化及び域内の国際貿易・投資の障壁撤廃に向けた共同のコミットメントを続ける」とされ、基本的方向性の維持が確認されている(外務省HP, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000016419.pdf>, 2013年11月3日ダウンロード)。
- 112) 坂本雅子氏は、比較的早い時期に、TPP賛成派、反対派の議論に言及して、「これらの議論の最大の難点は、TPPを関税撤廃問題に矮小化していることである」とし、「TPPの持つ意味は関税撤廃だけの問題ではない」、「TPP賛成派の議論に関連するが、TPPに参加したからと言って日本の

工業製品の輸出が増加することは、ほとんどないことを故意に隠している]

(前掲, 93ページ)と指摘している。その上で、10年6月の経団連提言(前掲)を検討して、「日本の経済界は、TPPに単なる関税撤廃を求めているのではなく、多国籍化した企業の海外での事業展開にかかわるシステム整備を、より広範に求めているのである」(同前, 101ページ)としてTPPの内発要因を的確に指摘している。また、NAFTAをTPPとFTAAPの先行例として位置づけて検討し、そこから、TPPとFTAAPについて、すでに、次のように述べている。「これらの協定の意味を『関税の自由化』だけに矮小化しては、取り返しのつかない誤りを犯すことになるだろう。TPPは、農業者の問題ではなく、日本の働く全国民・労働者にとって死活の問題なのである」(同前, 105ページ)。

- 113) 本文掲載文書では「WTOドーハ・ラウンド交渉の2011年中の妥結に向けイニシアチブを発揮する」とも言われている。「通商戦略の再構築に関する提言—グローバルルールづくりを主導する攻めの通商戦略へ—」(2013年4月16日)でも、「WTOドーハ・ラウンド」について「停滞するラウンドを前進させ、可能な部分から合意を実現し、ビジネスが期待する成果が得られるよう、加盟国政府による真剣な対応を求めたい」と述べられており、WTOドーハ開発アジェンダの進展が断念されたわけではない。
- 114) 日米経済協議会HPの「最近の共同声明」のページ(<http://www.jubc.gr.jp/jpn/active/proposal.html#prop1>, 2013年11月26日閲覧, 同ページは「仮訳」であるが、同ページから英語版の

ページに移ることができる)。

日米財界人会議は1961年に発足し、現在は日米経済協議会と米日経済協議会の合同会議のかたちをとる。日米経済協議会は、経団連、日本商工会議所、経済同友会が発起人となり71年に発足し、事務局は経団連会館内におかれている(しんぶん赤旗経済部『亡国の経済—日本の財界とアメリカ』、新日本出版社、2013年、77-78ページ)。日米財界人会議の沿革などは、日米経済協議会HPにも記載されている。

- 115) 日本経済再生本部の諸資料については首相官邸HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>, 2013年1月26日閲覧)。
- 116) 産業競争力会議の諸資料については首相官邸HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/kaisai.html>, 2013年3月19日閲覧)。
- 117) 規制改革会議の議事録や資料等は内閣府HP (<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/meeting.html>, 2013年5月17日閲覧)。
- 118) 発言は、第3回会議の議事概要からであるが、議事概要そのものに「議事概要は原則として開催の1週間以内に発表する。15名の委員によるチェックに事務局は苦勞しているとうが(ママ)、締切日までに返信がない場合は了解とみなすということかどうか」という提案が記されている。
- 119) 企業が「希望退職」を募集しつつ、社員を「追い出し部屋」に配属し、提携する人材サービス会社を紹介して退職に追い込む手法が広がり、再就職支援ビジネスが急成長している(『朝日新聞』、2012年12月31日、2013年8月26日等)。

120) 伍賀一道氏は、「生活保護改革」とセットで提起されている「雇用制度改革」について、「これらが現実となったならば、2000年代初頭の小泉・安倍政権の『構造改革』が生み出したワーキングプアを上回る災厄を、正社員を含む多くの労働者に及ぼすことになろう」と述べている(伍賀「ブラック化する日本の労働 その指標と背景」、『経済』No.217, 2013年, 38ページ)。

121) 「解雇無効とされた場合における救済の多様化」とは、解雇の金銭解決を想起させる表現だが、「規制改革会議は、参院選前の世論の反発をおそれて、答申の具体的な規制改革項目に入れませんでした」(労働法制中央連絡会、自由法曹団、全労連編『安倍「雇用改革」を切る!—憲法をいかし、働くルールの確立を』、学習の友社、2013年、43ページ)。なお、ここで、答申に示された雇用分野の内容に立ち入る余裕はないので、差しあたり、同書参照。

122) 当初より、甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)は、13年1月9日の記者会見で、「今回の経済財政諮問会議では、痛みを伴う改革は打ち出すのか」と問われて、「もちろんです」と胸を張っている(『赤旗』、2013年1月13日)。甘利氏は、日本経済再生本部の副本部長であり、産業競争力会議の副議長であり、規制改革会議にもしばしば出席している。さらに、かつて「痛み」を連発した小泉内閣の閣僚を務めた竹中平蔵・慶応大学教授が、産業競争力会議の議員に選ばれた。竹中氏は、当初から、「構造改革を行うにあたって重要なのは競争政策だ。財政をばらまいて

「第三の開国」(TPP)と「痛みを伴う改革」

も産業は強くならない。競争力のテコとして環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が極めて重要になる。TPP

なしに構造改革などあり得ない」と述べている(『毎日新聞』, 2013年1月9日)。